

学校いじめ防止基本方針

東広島市立豊栄小学校

令和 8 年 4 月

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、本校では、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「学校いじめ防止基本方針」を定め、市・家庭・地域住民・その他の関係者との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動が中心となっていじめの防止のための活動を行う等の、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止対策委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 いじめの防止等に関する取組

本校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」を中心として、次のような取組を組織的・計画的に進める。

(1) いじめの防止等に係る組織の設置

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止対策委員会」）を設置する。
- イ 「いじめ防止対策委員会」を、校務運営組織に位置付ける。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」設置要綱は別途定める。

(2) いじめの防止等に係る児童への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 児童の主体的な活動の支援

児童会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、児童が主体的に活動できるよう支援する。

(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。（6月、11月、2月）

- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(5) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、問題行動発生時の対応マニュアルに基づき対応する。

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、本校は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

<重大事態発生時の取組>

- ア 重大事態が発生した場合、本校は市教育委員会に報告する。
- イ 市教育委員会との連携のうえ、プロジェクトチームを編成し、事案発生後速やかに基本調査（情報の収集と整理等）を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

6 見直し

東広島市いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

7 施行

本基本方針は、平成26年12月24日から施行する。
令和5年4月1日一部改正する。